滋賀県犬猫譲渡活動団体等紹介事業取扱要領

1 目的

この要領は、飼い主のいない犬猫を保護飼養し、譲渡活動を行っている滋賀県内の動物愛護団体等を紹介し、飼い主がいない犬猫に新たな飼い主を得る機会の拡大を図り、県民の更なる動物愛護意識の啓発に繋がることを目的とする。

2 事業の対象

滋賀県内に犬または猫の保護・譲渡活動拠点がある、非営利の団体または個人とする。

3 事業の内容

- (1)要件のあった団体または個人の活動用 HP アドレスを動物保護管理センター(以下、「センター」とする。)の HP で公開し、さらにリンクを張る形式で紹介する。
- (2)リンクの張った団体や個人のポスター等をセンター内に掲示する。

4 事業申請の要件

紹介をする団体または個人は、次に掲げる基準の何れにも適合するものについて行う。

- (1)譲渡に当たって非営利であること。
- (2)保護および譲渡活動の際は、「動物の愛護及び管理に関する法律」および「滋賀県動物の保護および管理に関する条例」等の関係法令を遵守していること。
- (3)犬猫を適正に飼養し、施設は適正に飼養できる環境を有すること。
- (4)譲渡する犬猫は人に慣れている等譲渡の適正があること。
- (5)譲渡する場合は、犬猫等の病歴や特性等を新たな飼い主に十分説明し、その承諾を得ていること。
- (6)譲渡する際に、終生飼養、適正飼養、不妊去勢手術の実施、犬は狂犬病予防法に基づく登録および予防注射の実施、猫は室内飼養などを課していること。

5 申込みの方法

紹介を希望する団体および個人は、譲渡活動紹介事業申込み書(様式1)に次ぎの添付書類を添えてセンター所長へ提出する。

- (1) 飼育施設の見取図
- (2) 譲渡方法説明書
- (3) 譲渡希望者に提供する書類一式
- (4) 譲渡希望者から提出させる書類一式
- (5) 活動概要書

6 掲載

センター所長は、前項5による申込みがあったときは、4に規定する要件に基づいて申込み内容を確認し、不備がなければセンターのHPに掲載する。

また掲載された団体等が、ポスター等の掲示をする場合は、センターが指定する場所に掲示する。

7 申込み内容の変更および廃止

申込み者は提出内容に変更がある場合、または紹介を中止してほしい場合は譲渡活動紹介事業(変更・中止)報告書(様式2)により、センター所長あて報告する。また、添付書類の内容の変更の場合は、その新しい書類を添付すること。

8 紹介の取り消し

センター所長は、次の各号のいずれかに該当する場合、HPからの削除およびポスター掲示を中止し、紹介事業を取消す。

- (1) 5の申請に虚偽の記載があったとき。
- (2) 4の要件が遵守されていないと認められるとき。

9 その他

本事業は毎年更新するものとする。

付則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。